

呉農第3002号
令和7年12月23日

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

呉市長

市町村名 (市町村コード)	呉市 (342025)
地域名 (地域内農業集落名)	蒲刈・下蒲刈地区 (大浦、田戸、宮盛、向、大地蔵、下島、三之瀬)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和7年12月23日 (第1回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

当地区は、架橋でつながる島しょ部に位置し、柑橘やスモモを中心とした農業が行われている。農業従事者の高齢化が進み、遊休農地の更なる増加が懸念される。持続的に農地の利用を図りながら地域の活性化を進めるためには、認定農業者や新規就農者、多様な担い手を確保・育成しつつ、地域住民などを交え地域全体で農地を利用していく仕組みの構築が喫緊の課題である。

(2) 地域における農業の将来の在り方

柑橘を主要作物として生産を振興していく。
認定農業者や認定新規就農者、多様な担い手への農地の集積・集約化を進めていく。
農用地の維持・管理には、多世代交流型農村環境保全事業を活用して適切な農地の維持管理を行う。
農作業の効率化を図るため、スマート農業の導入を進めていく。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	450 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	450 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農業振興地域農用地区域を区域とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1) 農用地の集積・集約化の方針

農地中間管理機構を活用して、担い手への農地の集積・集約化を進める。

(2) 農地中間管理機構の活用方針

農地の所有者の意向を踏まえた上で農地中間管理機構に貸し付けし、その農地を担い手に集積・集約していく。

(3) 基盤整備事業への取組方針

今のところ取り組む予定はないが、状況に応じて検討する。

(4) 多様な経営体の確保・育成の取組方針

関係機関と連携して多様な担い手を確保し、地域に合った営農の定着を図る。

(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input checked="" type="checkbox"/>	①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/>	②有機・減農薬・減肥料	<input type="checkbox"/>	③スマート農業	<input type="checkbox"/>	④輸出	<input checked="" type="checkbox"/>	⑤果樹等
<input type="checkbox"/>	⑥燃料・資源作物等	<input checked="" type="checkbox"/>	⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/>	⑧農業用施設	<input type="checkbox"/>	⑨耕畜連携	<input type="checkbox"/>	⑩その他

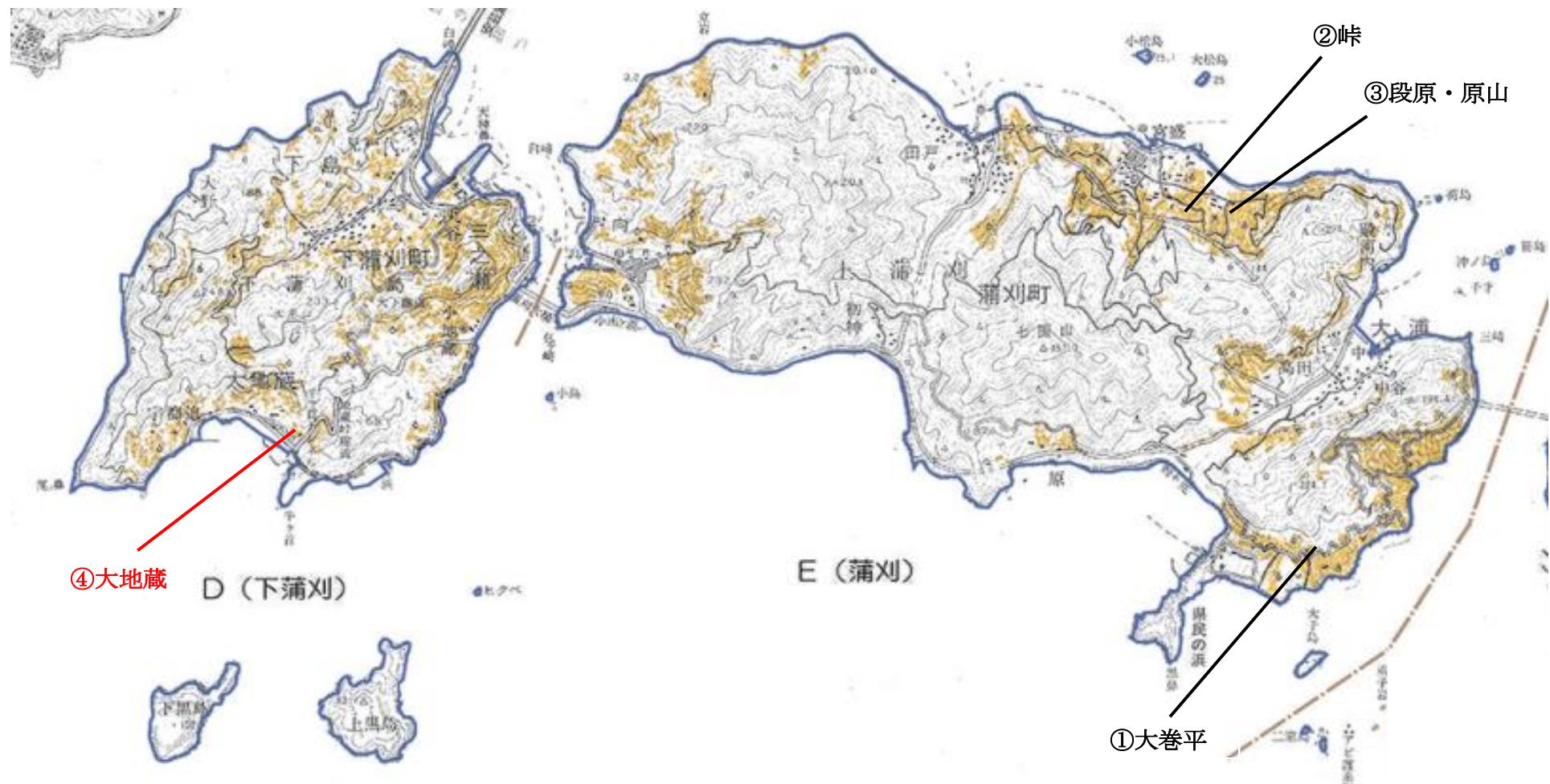
【選択した上記の取組方針】

①イノシシ等への対策として、引き続きワイヤーメッシュや電気柵等で被害の軽減に努める。

⑤果樹産地構造改革に即した果樹の優良品種への改植・新植や省力化等に向けた園地整備を進め、担い手への集積を促す環境整備に努める。

⑦多世代交流型農村環境保全事業を活用して、守るべき農地を保全・管理していく。

目標地図：蒲刈・下蒲刈地区



特記事項

- 農振農用地（黄色）及び黄色以外で色塗りされた農地を地域計画の対象農地とします。
- 蒲刈町大浦字吹上6652-1, 6652-4, 字高田1577, 1598, 1599,
下蒲刈町字大地蔵10845-7, 下島字鳩岡3129は、地域計画の対象農地となりません。
- この図面で土地の権利等を確認できるものではありません。

①大巻平



特記事項

- 1 色塗りされた農地を地域計画の対象農地とします。
- 2 この図面で土地の権利等を確認できるものではありません。

②峠



特記事項

- 1 色塗りされた農地を地域計画の対象農地とします。
- 2 この図面で土地の権利等を確認できるものではありません。

③段原・原山



特記事項

- 1 色塗りされた農地を地域計画の対象農地とします。
- 2 この図面で土地の権利等を確認できるものではありません。

④大地蔵



特記事項

- 1 色塗りされた農地を地域計画の対象農地とします。
- 2 この図面で土地の権利等を確認できるものではありません。